



奈 議 調 第 22 号
令 和 7 年 5 月 7 日

奈良市議会議長
森 岡 弘 之 様

懲罰特別委員長
井 上 昌 弘

懲罰特別委員会審査報告書

本委員会に付託された「土田敏朗議員に対する懲罰動議」について、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第103条の規定により別紙陳謝文案を添え報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

公開の議場における陳謝

3 理由

地方議会は、日本国憲法第93条第1項で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定められている。

その地方自治法の第6章の議会、第2節の第96条から第100条の2までの議会の権限においては、議会の機能と権能は議会に属し、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であるとされている。

言い換えれば、自治体には議会が設置されているからこそ法的に地方公共団体となり得るということであり、我々議員は公選により住民から負託を得て、その議会の機能と権能に参加することが大きな責務である。

我々議員の職責は、日本国憲法第15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とし、その姿勢は公明正大で人格・識見ともに優れた市民の代表者であることが求められることである。

また、奈良市議会会議規則第144条には、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定されており、議員には気高さや品格が求められている。

このことを前提にすると、会議規則第70条第1項には、「議長が表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより賛成のボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する。」また、第70条第2項には、「議員は、電子表決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。」と規定されており、我々議員が表決においての賛否の表明は、住民から公選により自ら望んで負託を得たことによる責任を果たすことを求められる大きな職責の一つである。

その表決のボタンを土田敏朗議員自ら押していないことは職責を軽んじていると言わざるを得ず、その場面において居眠りをするなど言語道断であると厳しく指摘しなければならない。

さらに、懲罰を科すかどうかの直接的な審議の対象にならないが、土田敏朗議員が居眠りしたことにより会派の議員が代わりに押下したことにより議員辞職する事態に至ったことは甚だ遺憾である。

この事件が発覚するや否や、市民から議会や議員に対し苦情の声が寄せられていることを鑑みると、市議会全体の信頼を失わせた事件でもあり甚だ遺憾でもある。

以上の理由から懲罰に科すべきと考える。

次に、公開の議場における陳謝に科すべきとする理由についてである。

懲罰特別委員長より、土田敏朗議員に対し弁明及び意見聴取の申し入れを行ったにもかかわらず、5月7日の特別委員会に出席されなかった。

公式な場において、有権者や市民に対し何一つ自らの声で弁明などを行わないことは、議会の機能や権能及び議員の職責に対し責任を果たしているとは甚だ言い難いと言わざるを得ない。

奈良市議会基本条例第6条の議員の活動原則において「議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。」と規定されており、議員の表決の場における賛否の表明は議会活動の根幹の一つである。

このことから有権者や市民に対し自ら説明責任を果たさないのであれば議会の議決によって陳謝を科すことが相当と判断する。

陳 謝 文 案

3月28日の会議において、議員にとって最も重要な議会の意思決定の場である採決の際に居眠りをし、市民の負託を受けた議員としての責務を怠るのみならず、市民からの議会に対する信頼を損なう事態を招くこととなりました。

議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に申しわけございません。

ここに誠意を披れきして衷心から陳謝いたします。